第十四条を第十五条とし同条の次に次の節名及び二条を加える。

第二節　昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

（昼間学科及び夜間等学科の授業時数）

第十六条　昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。

2　夜間等学科の授業時数は、一年間にわたり四百五十単位時間以上とする。

（昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件）

第十七条　昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

2　夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数（当該授業時数が八百単位時間を下回る場合にあつては、八百単位時間）以上の授業科目を履修することとする。

第十三条を第十四条とし、第十二条第二項中「課程」を「全課程」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第三項中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第四項中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（単位時間）

第九条　専修学校の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とする。

別表第一中「専修学校の教員数（第十七条関係）」を「昼間学科又は夜間等学科に係る教員数（第三十九条関係）」に改め、備考を次のように改める。

備考

一　この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

二　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ　昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合

ロ　第十五条の規定により当該専修学校の生徒以外の者で当該専修学校の一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第二中「専修学校の校舎面積（第二十四条関係）」を「昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第四十七条関係）」に改め、同表イ備考を次のように改める。

備考

一　この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）

二　科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三　通信制の学科に係る教員数（第四十条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3+\frac{\text{生徒総定員}-80}{60}$
		二百一人から八百人まで	$5+\frac{\text{生徒総定員}-200}{75}$
		八百一人から千七百人まで	$3+\frac{\text{生徒総定員}-800}{90}$
		千七百一人以上	$3+\frac{\text{生徒総定員}-1700}{105}$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3+\frac{\text{生徒総定員}-80}{60}$
		二百一人から六百五十人まで	$5+\frac{\text{生徒総定員}-200}{75}$
		六百五十一人から千三百七十人まで	$11+\frac{\text{生徒総定員}-650}{90}$
		千三百七十一人以上	$19+\frac{\text{生徒総定員}-1370}{105}$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3+\frac{\text{生徒総定員}-80}{60}$
		二百一人から千百人まで	$5+\frac{\text{生徒総定員}-200}{90}$
		千百一人以上	$15+\frac{\text{生徒総定員}-1100}{105}$

備考

一　この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

二　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ　科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ　主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

別表第四　通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第四十八条関係）

イ　基礎校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	260
		八十一人以上	$260+1.8\times$（生徒総定員-80）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	200
		八十一人以上	$200+1.5\times$（生徒総定員-80）